

東京学芸大学教員養成カリキュラム開発研究センター設置に伴う関係規程の整備に関する規程を次のように制定する。

平成12年3月22日

東京学芸大学長

岡 本 靖 正

平成12年規程第16号

東京学芸大学教員養成カリキュラム開発研究センター設置に伴う関係規程の整備に関する規程

(東京学芸大学教育学部附属学校運営委員会規程の一部改正)

第1条 東京学芸大学教育学部附属学校運営委員会規程(平成8年規程第23号)の一部を次のように改正する。

第2条中「海外子女教育センター」の次に「, 教員養成カリキュラム開発研究センター」を加える。

(東京学芸大学役付職員選考規程の一部改正)

第2条 東京学芸大学役付職員選考規程(昭和42年規程第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「海外子女教育センター長」の次に「, 教員養成カリキュラム開発研究センター長」を加える。

第6条の2の見出し中「海外子女教育センター長候補者」の次に「, 教員養成カリキュラム開発研究センター長候補者」を加え, 同条中「海外子女教育センター長候補者」の次に「, 教員養成カリキュラム開発研究センター長候補者」を加える。

(東京学芸大学教官選考規程の一部改正)

第3条 東京学芸大学教官選考規程(平成11年規程第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「海外子女教育センター」の次に「, 教員養成カリキュラム開発研究センター」を加える。

(東京学芸大学客員教授等選考規程の一部改正)

第4条 東京学芸大学客員教授等選考規程(平成9年規程第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「海外子女教育センター」の次に「, 教員養成カリキュラム開発研究センター」を加える。

(東京学芸大学毒物及び劇物取扱規程の一部改正)

第5条 東京学芸大学毒物及び劇物取扱規程(平成11年規程第12号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

海外子女教育センター長	センター長が指名する者
保健管理センター所長	センター所長が指名する者

」を

「

海外子女教育センター長	センター長が指名する者
教員養成カリキュラム開発研究センター長	センター長が指名する者
保健管理センター所長	センター所長が指名する者

」に

改める。

(東京学芸大学受託研究取扱規程の一部改正)

第6条 東京学芸大学受託研究取扱規程(昭和56年規程第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「海外子女教育センター」の次に「, 教員養成カリキュラム開発研究センター」を加える。

(東京学芸大学奨学寄付金取扱規程の一部改正)

第7条 東京学芸大学奨学寄付金取扱規程(昭和61年規程第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中「海外子女教育センター」の次に「, 教員養成カリキュラム開発研究センター」を加える。

(東京学芸大学における民間等との共同研究取扱規程の一部改正)

第8条 東京学芸大学における民間等との共同研究取扱規程(昭和61年規程第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「海外子女教育センター」の次に「, 教員養成カリキュラム開発研究センター」を加える。

(東京学芸大学紀要出版規程の一部改正)

第9条 東京学芸大学紀要出版規程(昭和41年規程第2号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項中「海外子女教育センター」の次に「, 教員養成カリキュラム開発研究センター」を加える。

(東京学芸大学有害廃棄物取扱規程の一部改正)

第10条 東京学芸大学有害廃棄物取扱規程(昭和55年規程第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「海外子女教育センター」の次に「, 教員養成カリキュラム開発研究センター」を加える。

別表第2中

「

海外子女教育センター		
保健管理センター		

」を

「

海外子女教育センター		
------------	--	--

教員養成カリキュラム開発研究センター		
保 健 管 理 セ ン タ ー		

」に

改める。

(東京学芸大学教員と関係業者等との接触に関する規程の一部改正)

第11条 東京学芸大学教員と関係業者等との接触に関する規程(平成10年規程第12号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

海 外 子 女 教 育 セ ン タ ー	海 外 子 女 教 育 セ ン タ ー 長
保 健 管 理 セ ン タ ー	保 健 管 理 セ ン タ ー 所 長

」を

「

海 外 子 女 教 育 セ ン タ ー	海 外 子 女 教 育 セ ン タ ー 長
教員養成カリキュラム開発研究センター	教員養成カリキュラム開発研究センター長
保 健 管 理 セ ン タ ー	保 健 管 理 セ ン タ ー 所 長

」に

改める。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

東京学芸大学教育学部附属学校運営委員会規程 新旧対照表(抄)

現 行	改 正
<p>〔省略〕</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 運営委員会は、学部(留学生センター、海外子女教育センター、保健管理センター及び情報処理センターを含む。以下同じ。)と附属学校の連携を図りつつ、附属学校の管理運営の基本的事項を審議し、併せて、学部・大学院等と附属学校の教育研究活動の推進を図ることを目的とする。</p> <p>〔省略〕</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 運営委員会は、学部(留学生センター、海外子女教育センター、<u>教員養成カリキュラム開発研究センター</u>、保健管理センター及び情報処理センターを含む。以下同じ。)と附属学校の連携を図りつつ、附属学校の管理運営の基本的事項を審議し、併せて、学部・大学院等と附属学校の教育研究活動の推進を図ることを目的とする。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> この規程は、平成12年4月1日から施行する。</p>

東京学芸大学役付職員選考規程 新旧対照表(抄)

現 行	改 正
<p>(選考)</p> <p>第1条 本学の学部主事、附属図書館長、附属学校部長、附属特殊教育研究施設長、附属環境教育実践施設長、附属教育実践総合センター長、留学生センター長、海外子女教育センター長、保健管理センター所長及び附属学校の長(以下「役付職員」という。)の選考は、この規程の定めるところにより、学長が行う。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(附属環境教育実践施設長候補者、附属教育実践総合センター長候補者、留学生センター長候補者、海外子女教育センター長候補者及び保健管理センター所長候補者の選出)</p> <p>第6条の2 附属環境教育実践施設長候補者、附属教育実践総合センター長候補者、留学生センター長候補者、海外子女教育センター長候補者及び保健管理センター所長候補者の選出は、本学専任の教授のうちからそれぞれの運営委員会が行う。</p> <p>〔省略〕</p>	<p>(選考)</p> <p>第1条 本学の学部主事、附属図書館長、附属学校部長、附属特殊教育研究施設長、附属環境教育実践施設長、附属教育実践総合センター長、留学生センター長、海外子女教育センター長、<u>教員養成カリキュラム開発研究センター</u>長、保健管理センター所長及び附属学校の長(以下「役付職員」という。)の選考は、この規程の定めるところにより、学長が行う。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(附属環境教育実践施設長候補者、附属教育実践総合センター長候補者、留学生センター長候補者、海外子女教育センター長候補者、<u>教員養成カリキュラム開発研究センター</u>長候補者及び保健管理センター所長候補者の選出)</p> <p>第6条の2 附属環境教育実践施設長候補者、附属教育実践総合センター長候補者、留学生センター長候補者、海外子女教育センター長候補者、<u>教員養成カリキュラム開発研究センター</u>長候補者及び保健管理センター所長候補者の選出は、本学専任の教授のうちからそれぞれの運営委員会が行う。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> この規程は、平成12年4月1日から施行する。</p>

東京学芸大学教官選考規程 新旧対照表(抄)

現 行	改 正
<p>〔省略〕</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程において「各部」とは、教育学部第一部，第二部，第三部及び第四部をいう。</p> <p>2 この規程において「施設・センター」とは，附属特殊教育研究施設，附属環境教育実践施設，附属教育実践総合センター，留学生センター，海外子女教育センター，保健管理センター及び情報処理センターをいう。</p> <p>〔省略〕</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程において「各部」とは，教育学部第一部，第二部，第三部及び第四部をいう。</p> <p>2 この規程において「施設・センター」とは，附属特殊教育研究施設，附属環境教育実践施設，附属教育実践総合センター，留学生センター，海外子女教育センター，<u>教員養成カリキュラム開発研究センター</u>，保健管理センター及び情報処理センターをいう。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> この規程は，平成12年4月1日から施行する。</p>

東京学芸大学教客員教授等選考規程 新旧対照表(抄)

現 行	改 正
<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「各部」とは，教育学部第一部，第二部，第三部及び第四部をいう。</p> <p>2 この規程において「施設・センター」とは，附属特殊教育研究施設，附属環境教育実践施設，附属教育実践総合センター，留学生センター，海外子女教育センター，保健管理センター及び情報処理センターをいう。</p> <p>〔省略〕</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「各部」とは，教育学部第一部，第二部，第三部及び第四部をいう。</p> <p>2 この規程において「施設・センター」とは，附属特殊教育研究施設，附属環境教育実践施設，附属教育実践総合センター，留学生センター，海外子女教育センター，<u>教員養成カリキュラム開発研究センター</u>，保健管理センター及び情報処理センターをいう。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> この規程は，平成12年4月1日から施行する。</p>

東京学芸大学毒物及び劇物取扱規程 新旧対照表（抄）

現 行	改 正
〔省略〕	〔省略〕
別表	別表
部局の長	部局の長
毒物等管理責任者	毒物等管理責任者
〔省略〕	〔省略〕
海外子女教育センター長	海外子女教育センター長
センター長が指名する者	センター長が指名する者
保健管理センター所長	<u>教員養成カリキュラム開発研究センター長</u>
センター所長が指名する者	<u>センター長が指名する者</u>
〔省略〕	保健管理センター所長
〔省略〕	センター所長が指名する者
〔省略〕	〔省略〕
〔省略〕	〔省略〕
	附 則
	<u>この規程は、平成12年4月1日から施行する。</u>

東京学芸大学受託研究取扱規程 新旧対照表（抄）

現 行	改 正
〔省略〕	〔省略〕
(定義)	(定義)
第2条 この規程において「受託研究」とは、本学において外部からの委託を受けて公務として行う研究で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。	第2条 この規程において「受託研究」とは、本学において外部からの委託を受けて公務として行う研究で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。
2 この規程において「部局」とは、各部、附属特殊教育研究施設、附属環境教育実践施設、附属教育実践総合センター、留学生センター、海外子女教育センター、保健管理センター、連合学校教育学研究科、有害廃棄物処理施設、情報処理センター及び放射性同位元素総合実験施設をいう。	2 この規程において「部局」とは、各部、附属特殊教育研究施設、附属環境教育実践施設、附属教育実践総合センター、留学生センター、海外子女教育センター、 <u>教員養成カリキュラム開発研究センター</u> 、保健管理センター、連合学校教育学研究科、有害廃棄物処理施設、情報処理センター及び放射性同位元素総合実験施設をいう。
〔省略〕	〔省略〕
	附 則
	<u>この規程は、平成12年4月1日から施行する。</u>

東京学芸大学奨学寄付金取扱規程 新旧対照表(抄)

現 行	改 正
<p>〔省略〕</p> <p>(定義) 第2条 この規程において「部局」とは、事務局、各部、附属図書館、附属特殊教育研究施設、附属環境教育実践施設、附属教育実践総合センター、留学生センター、海外子女教育センター、保健管理センター、附属学校部、各附属学校、連合学校教育学研究科、有害廃棄物処理施設、情報処理センター及び放射性同位元素総合実験施設をいう。</p> <p>〔省略〕</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(定義) 第2条 この規程において「部局」とは、事務局、各部、附属図書館、附属特殊教育研究施設、附属環境教育実践施設、附属教育実践総合センター、留学生センター、海外子女教育センター、<u>教員養成カリキュラム開発研究センター</u>、保健管理センター、附属学校部、各附属学校、連合学校教育学研究科、有害廃棄物処理施設、情報処理センター及び放射性同位元素総合実験施設をいう。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、平成12年4月1日から施行する。</u></p>

東京学芸大学における民間等との共同研究取扱規程 新旧対照表(抄)

現 行	改 正
<p>〔省略〕</p> <p>(定義) 第2条 この規程において「共同研究」とは、本学において民間機関等から研究者及び研究経費等を受け入れて、本学の教官(以下「担当教官」という。)が、民間機関等の研究者(以下「民間等共同研究員」という。)と共通の課題につき共同して行う研究をいう。</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各部、附属特殊教育研究施設、附属環境教育実践施設、附属教育実践総合センター、留学生センター、海外子女教育センター、保健管理センター、連合学校教育学研究科、有害廃棄物処理施設、情報処理センター及び放射性同位元素総合実験施設をいう。</p> <p>〔省略〕</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(定義) 第2条 この規程において「共同研究」とは、本学において民間機関等から研究者及び研究経費等を受け入れて、本学の教官(以下「担当教官」という。)が、民間機関等の研究者(以下「民間等共同研究員」という。)と共通の課題につき共同して行う研究をいう。</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各部、附属特殊教育研究施設、附属環境教育実践施設、附属教育実践総合センター、留学生センター、海外子女教育センター、<u>教員養成カリキュラム開発研究センター</u>、保健管理センター、連合学校教育学研究科、有害廃棄物処理施設、情報処理センター及び放射性同位元素総合実験施設をいう。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、平成12年4月1日から施行する。</u></p>

東京学芸大学紀要出版規程 新旧対照表(抄)

現 行	改 正
<p>〔省略〕</p> <p>(投稿)</p> <p>第2条の2 各部の専任教官並びに学部附属の教育研究施設，留学生センター，海外子女教育センター，保健管理センター及び情報処理センター所属の専任教官は，所属部門に投稿するものとする。他の部門に投稿を希望するときは，次条に定める当該部門の編集委員会の承認を得るものとする。</p> <p>2 附属学校の専任教官は，希望する部門に投稿することができる。その場合は，投稿を希望する部門に属する専任教官の紹介を経て，次条に定める当該部門の編集委員会の承認を得なければならない。</p> <p>〔省略〕</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(投稿)</p> <p>第2条の2 各部の専任教官並びに学部附属の教育研究施設，留学生センター，海外子女教育センター，<u>教員養成カリキュラム開発研究センター</u>，保健管理センター及び情報処理センター所属の専任教官は，所属部門に投稿するものとする。他の部門に投稿を希望するときは，次条に定める当該部門の編集委員会の承認を得るものとする。</p> <p>2 附属学校の専任教官は，希望する部門に投稿することができる。その場合は，投稿を希望する部門に属する専任教官の紹介を経て，次条に定める当該部門の編集委員会の承認を得なければならない。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> この規程は，平成12年4月1日から施行する。</p>

東京学芸大学有害廃棄物取扱規程 新旧対照表(抄)

現 行	改 正																																	
<p>〔省略〕</p> <p>(定義) 第3条 この規程において「有害廃棄物」とは、別表第1に掲げるものをいう。 2 この規程において「部局」とは、各部，附属特殊教育研究施設，附属環境教育実践施設，附属教育実践総合センター，留学生センター，海外子女教育センター，保健管理センター，情報処理センター及び各附属学校をいう。</p> <p>〔省略〕</p> <p>別表第2 有害廃棄物管理指導責任者配置部局等一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">部局</th> <th colspan="2">学科・研究室等の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> </tr> <tr> <td>海外子女教育センター</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保健管理センター</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> </tr> </tbody> </table>	部局	学科・研究室等の区分		〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	海外子女教育センター			保健管理センター			〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	<p>〔省略〕</p> <p>(定義) 第3条 この規程において「有害廃棄物」とは、別表第1に掲げるものをいう。 2 この規程において「部局」とは、各部，附属特殊教育研究施設，附属環境教育実践施設，附属教育実践総合センター，留学生センター，海外子女教育センター，<u>教員養成カリキュラム開発研究センター</u>，保健管理センター，情報処理センター及び各附属学校をいう。</p> <p>〔省略〕</p> <p>別表第2 有害廃棄物管理指導責任者配置部局等一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">部局</th> <th colspan="2">学科・研究室等の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> </tr> <tr> <td>海外子女教育センター</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>教員養成カリキュラム開発研究センター</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保健管理センター</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u> この規程は、平成12年4月1日から施行する。</p>	部局	学科・研究室等の区分		〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	海外子女教育センター			<u>教員養成カリキュラム開発研究センター</u>			保健管理センター			〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕
部局	学科・研究室等の区分																																	
〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕																																
海外子女教育センター																																		
保健管理センター																																		
〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕																																
部局	学科・研究室等の区分																																	
〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕																																
海外子女教育センター																																		
<u>教員養成カリキュラム開発研究センター</u>																																		
保健管理センター																																		
〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕																																

東京学芸大学教員と関係業者等との接触に関する規程 新旧対照表(抄)

現 行		改 正	
〔省略〕		〔省略〕	
別表		別表	
左欄	右欄	左欄	右欄
〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕
海外子女教育センター	海外子女教育センター長	海外子女教育センター	海外子女教育センター長
保健管理センター	保健管理センター所長	<u>教員養成カリキュラム開発研究センター</u>	<u>教員養成カリキュラム開発研究センター長</u>
〔省略〕	〔省略〕	保健管理センター	保健管理センター所長
		〔省略〕	〔省略〕
		<p><u>附 則</u> この規程は、平成12年4月1日から施行する。</p>	